相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王三丁目一三五九番地、最後の住所東京都大田区山王三丁目一七番一九号　被相続人　亡　間宮　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野寺良文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南大塚一丁目一四〇六番地、最後の住所東京都板橋区板橋三丁目四番二号藤畑荘Ｂ一〇二

被相続人　亡　木村　登代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

東京都千代田区神田佐久間町三―三三　三井田ビル六階

相続財産管理人　弁護士　織間　三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区南長崎四丁目二二八九番地、最後の住所東京都新宿区西落合三丁目二番三〇号　被相続人　亡　渥美　節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区佃野町二一番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区佃野町二一番三―七〇二号　被相続人　亡　山本　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

神奈川県横浜市中区不老町一丁目一番地一四号　関内駅前エスビル一〇階

相続財産管理人　村田　恒夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市博労本町一六九番地一、最後の住所富山県砺波市秋元四六三番地の八

被相続人　亡　徳重　憲幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

富山県高岡市下関町一番一六号　ぶどうやビル二階　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市高木三四八四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

事務所富山市雄山町二番四号

相続財産管理人　石山　彰雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方郡美浜町菅浜第九三号三番地、最後の住所福井県三方郡美浜町菅浜第九三号一三番地　被相続人　亡　北中　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

福井県敦賀市鋳物師町四番八号

相続財産管理人　弁護士　髙辻　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市上田町一五七番地、最後の住所大阪府南河内郡河南町白木一四〇三番地の四　被相続人　亡　辻　トモヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区文の里三丁目一〇番、最後の住所大阪市阿倍野区文の里三丁目一〇番三号　被相続人　亡　童村　忠道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

大阪市中央区北浜二丁目二番二一号中央三井信託ビル七階

相続財産管理人弁護士　宮本　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所愛媛県今治市八町西二丁目六番三八号　被相続人　亡　内海　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

愛媛県今治市立花町一丁目二番一七号

相続財産管理人　弁護士　山中　順雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡日高村本郷二九四六イ番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　澁谷喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

事務所高知県高知市小津町四番二二号

相続財産管理人　國澤　康男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡東区猪倉町二番、最後の住所北九州市小倉北区金田一丁目一番二―二〇四号　被相続人　亡　西竹　莞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月九日

事務所福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号　相続財産管理人　宮崎　浩平

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬、合祀することになりますのでご承知ください。

平成二十二年三月九日

一　墳墓等所在地　千葉県柏市柏六丁目一番九号

一　墳墓等の名称　長全寺境内墓地　伊藤家

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　千葉県柏市柏六丁目一番九号　曹洞宗　戸張山　長全寺　代表役員　武田泰道

第47期決算公告

平成22年3月9日

大阪府吹田市穂波町２番16号

ネッツトヨタ北大阪株式会社

代表取締役　酒井　進

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,621	流動負債	6,705
固定資産	2,813	固定負債	1,579
		株主資本	55
		資本金	100
		利益剰余金	△44
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	△52
		（うち当期純損失）	(112)
		評価・換算差額等	94
		その他有価証券評価差額金	94
資産合計	8,434	負債・純資産合計	8,434